

松波めぐみ（大阪市立大学 他 非常勤講師）

障害者差別解消法は、ごくごく簡単に言えば、障害のある人が生活していく上で直面する様々な「社会のバリア」を少しずつでもなくしていき、誰も排除されない共生できる社会を作るための法律です。

この法律では、市民の間での差別的な出来事は対象になりません。差別してはならない主体は国・地方自治体・事業者（企業やお店）です。

「差別」には大きく2種類あって、『障害を理由とした**不当な差別的取扱い**』と『**合理的配慮を提供しないこと**』です。

1つ目は、端的に言えば「車いすの人は入店お断り」、「障害者には部屋を貸しません」というような、分かりやすい差別です。

2つ目は、ちょっと分かりにくいのですが、「合理的配慮（障害のある人が社会で生きていく中でのバリアを取り除くのに必要な変更・調整）」を障害のある人が求めているのにやらないこと。例えば、車いす利用者が段差の前で困っているときにスロープを出す、手伝うなどのことをやらない、聴覚障害のある人が筆談を求めても無視するといったことです。これも「差別」だと認められるようになったのです。なお、「合理的配慮の提供」は、国や地方自治体には義務ですが、事業者には今のところ努力義務です。でも「努力義務だからしなくてもいい」ということではありません。法律の考え方を社会に浸透させていく中で、いずれ義務にされるだろうとされています。

「合理的配慮」は、「配慮」という言葉に引きずられてしまって誤解されやすいのですが、思いやりとはちょっと違います。「社会モデル」の考え方に基づいて、障害のある人が困っているのは社会環境に原因があると考えて、そのバリアになるものを取り除くために具体的に行動することが、「合理的配慮」の意味なのです。

これまで、障害のない人が当たり前に行っていたことが、障害のある人は拒否されたり排除されたりしてきました（飲食店で食事する、スポーツクラブに入会する、ツアーに参加するなど）。そうしたことがないように、ソフト面・ハード面とも、障害のある人が「バリアを取り除いてほしい」と言いやすいように、「合理的配慮」という概念が導入されたのです。障害のある人にとっては、あきらめたり泣き寝入りせざるを得なかった場面でも、法律ができたことによって、たとえ一人であっても「この講座に参加したい／ここでご飯を食べたい、合理的配慮をしてほしい」と言えるようになったのです。

公共施設であれ一般のお店であれ、障害のある人から「こうしてほしい」（筆談してほしい、読み上げてほしい、段差があるので手伝ってほしいなど）と求められたら、きちんと対話をして、できるだけのことをしなくてはならなくなりました。これは特別扱いではなく、障害のない人と同様の権利を享受できるように社会環境を変えていこうという意味です。

注意してもらいたいのは、「何か求めてきたら全部しなければならない」というものではありません。負担が重すぎる場合は、きちんと対話して、お互いが納得することが必要になります。逆に、対話する中でちょうどいい「落とし所」が見つかることもあります。

障害のある人とない人との対話を活発にしていくことが、バリアの除去や相互理解につながっていくのです。